

吾妻国有林の地域別の森林計画書

(吾妻森林計画区)

計画期間 自 平成25年4月1日
至 平成35年3月31日

関東森林管理局

国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、吾妻森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。






この計画の計画期間は、平成25年4月1日から平成35年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ -は、該当がないものである。

吾妻森林計画区の位置図



凡 例	
	森林計画区界
	森林計画区名
	森林管理局・署界
	森林管理署名
	国有林野

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	7

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
(1) 森林の整備及び保全の目標	10
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	11
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2 その他必要な事項	13
第3 森林の整備に関する事項	14
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	14
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	14
(2) 立木の標準伐期齢	16
(3) その他必要な事項	16
2 造林に関する事項	16
(1) 人工造林に関する基本的事項	16
(2) 天然更新に関する基本的事項	17
(3) その他必要な事項	18
3 間伐及び保育に関する事項	19
(1) 間伐の標準的な方法	19
(2) 保育の標準的な方法	20
(3) その他必要な事項	20
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	21
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	21
(2) その他必要な事項	22
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	23
(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設及び改良に関する基本的な考え方	23
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の 水準及び作業システムの基本的考え方	23
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	23
(4) その他必要な事項	23
6 森林施業の合理化に関する事項	24
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	24
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	24
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	24

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、利根川上流部にあたる群馬県の北西部に位置し、北は新潟県の中越森林計画区、西は長野県の千曲川上流森林計画区及び千曲川下流森林計画区、南は西毛森林計画区、東は利根上流及び利根下流森林計画区に接する地域で、吾妻郡一円の4町2村を包括している。

当計画区の総面積は128千haで、群馬県総面積の20%を占めている。うち、国有林は約57千haあり、当計画区の総面積の44%を占める。

(2) 自然的背景

国有林は、計画区内に広域に分布し、自然的背景は以下のとおりである。

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の山系は、北部の新潟・長野県境には三国山脈から連続し、東から西にかけて稲包山(1,598m)、上ノ倉山(2,108m)、白砂山(2,140m)、大高山(2,079m)、赤石山(2,109m)などが、西部の長野県境は、横手山(2,305m)、白根山、万座山(1,994m)、四阿山(2,333m)、湯ノ丸山(2,098m)など、2,000m級の山岳が連なっている。

南部は当計画区最高峰の浅間山(2,568m)をはじめ、黒斑山(2,395m)、鼻曲山、浅間隠山(1,757m) 榛名山塊などが、東部は、赤沢山(1,455m)、子持山(1,296m)、小野子山(1,208m)などの山岳が連なっている。

これらの山岳は、火山由来のものが多く、浅間山や白根山などは現在でも活火山であり、小規模な噴火等火山活動が続いている。

また、これらの山系のうち、高山地帯は天然林を維持し、低山帯では人工林が造成されてきたところである。

(イ) 水系

当計画区の水系は、利根川の大きな支流の1つであり計画区最大の吾妻川が西部の長野県境を源とし、北西部の万座川、北部の白砂川、四万川、南部の温川、東部の名久田川などの支流を集めて東流し、渋川市の北部で利根川本流に合流している。

また、北部の長野県境に建設された野反ダム(野反湖)からは、長野県に北流し魚野川に流入している。

国有林は、これら各河川の源流部に位置しており、良質な水を育む水源地として重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

^{いなつみやま}稲包山から白砂山一帯には斜長流紋岩が広く分布し、安山岩類凝灰岩類が広範囲に出現する。

白根火山は洪積期に噴出した安山岩類の溶岩、軽石流（白根浮石流）で覆われ、浅間山は、安山岩類からなり、溶岩のほか軽石流や泥流などが多い。

榛名山・子持山及び小野子山は、両輝石安山岩の溶岩と火山噴出物の岩屑・凝灰角礫岩等からなり、榛名山の北東斜面には軽石流が厚く堆積している。

浅間隠山から北部の^{さわたり たんげ}沢渡、反下地区にかけては、安山岩類が広く分布する。

(イ) 土壌

土壌は、東部から南部にかけての低山帯や山地帯では褐色森林土が、西部から東部にかけての山地帯や高標高地帯では黒色土が、それぞれ広く分布している。

北部の吾妻川上流一帯は、下層がカベ状を呈するなど理学性の劣る土壌が多く見られる。

三国山脈及び上信火山群の山頂斜面付近には、ポドゾル土壌が現れ、白砂山・^{あづまやさん}四阿山等の山頂付近、鉾山跡地及び溪谷沿いに、基岩が露出した岩石地が分布しており、分布面積は各々全体の一割を超えている。

ウ 気候

当計画区の気候は、太平洋型気候に属し、冬期間は冷たい季節風が強く乾燥が著しい。

年平均気温は平野部で12℃、山岳部は8℃以下である。年間降水量は1,200～1,900mmであるが、低標高域では冬期間の降水量は極度に少ない。山岳部の積雪深は1.0～2.0mである。

エ 森林の概況

当計画区の森林面積は101千haであり、森林率は79%と高くなっている。このうち国有林は57千ha（56%）、民有林は44千ha（44%）となっている。

(ア) 人工林

国有林のうち人工林面積は22千haで、森林面積の39%を占め、蓄積は総蓄積の53%にあたる。樹種別にはカラマツが最も多く面積比で46%を占め、スギ18%、アカマツ11%、ヒノキ6%、その他19%となっている。

齢級配置は、I～IV齢級（1～20年生）の幼齢林が全体面積の2%、V～VIII齢級（21～40年生）が35%、IX齢級以上（41年生～）が63%と、資源の充実とともに、間伐適期林分が多い状況である。

スギやヒノキの大部分は東部地域に植栽しており、生育は概ね良好であるが、一部寒風害やカモシカによる食害もみられる。アカマツ、カラマツの生育は全般的に概ね中庸な林分が多い。西部地域に位置する吾妻川上流域では、カラマツの一斉造林地がみられる。

これら人工林のうち、良質な木材として有効活用することが困難な林分についても、適切な森林整備を実施し、^{かんよう}国土保全、水源涵養機能の維持向上のため、健全な森林状態を図る

ことが必要である。

(イ) 天然林

天然林は30千ha（53%）を占めており、蓄積は総蓄積の47%にあたる。
標高800m以下の地域はアカマツ、コナラ等を主体とした二次林が多く、生育は中庸である。
四万川流域では、良質のミズキ林分がみられ、四万・白砂川流域の標高1,000m以上には
ブナ、ミズナラ、ダケカンバ、アオモリトドマツ、シラベ及びコメツガ等の林分がみられ
る。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は61千人（平成24年3月31日現在）で、群馬県人口の3%を占めており、
全体として漸減傾向にある。人口密度は48人/km²であり、県全体（314人/km²）に対して低
い。

産業別就業者の割合は、第1次産業が15%、第2次産業が19%、第3次産業が65%とな
っており、第3次産業の就業者が高い比率を占めている。

イ 土地の利用状況

当計画区の総面積約127千haのうち森林が79%と高い比率を占め、農耕地が8%、その他
が13%となっている。

ウ 交通網

鉄道は、上越線渋川駅を起点とする J R 吾妻線が流域の中央部を吾妻川に沿って大前駅
まで通じている。

道路は国道144、145、146、292号線が地域内の町村を結び長野県に通じている。

なお、現在、八ツ場^{やんぼ}ダム関連の工事に伴い国道145号線、J R 吾妻線の付け替え工事が行
われている。

エ 地域産業の概況

当計画区の産業は、第1次産業と第3次産業の就業率が県内でも高い地域である。

第1次産業の就業者数は4.8千人で全体の15%を占めており、その中でも嬭恋村を中心と
した高原野菜等の生産が高いウエイトを占めている。

第2次産業では、中之条町、東吾妻町等に電気機器工場などがあり5.9千人が就業し、全
体の19%を占める。

第3次産業の就業者数は、20千人で全体の65%を占め、その中でも草津白根、四万、浅
間高原など、山岳、温泉等の観光資源に恵まれ、サービス業が高い比率になっている。

なお、全体が総合保養地域整備法に基づく「ぐんまりフレッシュ高原リゾート構想」の
地域指定を受け、レクリエーションの場として発展している。特に草津町、嬭恋村等は、
スキー場等が国有林を中心として広く利用され、地域の中で重要な位置を占めている。

オ 林業・林産業の概要

民有林における森林の所有面積は5ha未満が大半であり、経営は小規模零細となっている。

流域内には1つの森林組合、11の生産組合があり、造林、保育、生産、販売等の事業を通じて、地域林業の担い手として重要な役割を果たしている。

当計画区には原木市場がないことから、生産された原木は、県外や前橋市内の原木市場、平成23年から稼働した渋川県産材センターなどに出荷されているため、原木市場に変わる同様の機能を持った、原木ストックヤード等を整備することが必要とされている。

素材生産については、県内生産量の7%にあたる15千m³を国有林から供給し、木材関連産業への原木供給として重要な役割を担っている（平成22年度）。

特用林産物では主にシイタケ、マイタケの生産が多く、また、メグスリノキの成分を活用した健康飲料も製品化されている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5カ年分（平成20年度～平成24年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（平成24年度は、実行予定を計上した。）

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

間伐は、地球温暖化防止対策を進める中で、積極的に実施したことから計画量を上回る実行結果となった。一方、主伐は、分収林を中心に計画したところであるが、契約の延長（伐採の延期）等により、計画を下回った。

単位 材積：m³ 面積：ha

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量 (間伐面積)	85,652	143,122 (2,321)	55,390	175,629 (2,641)

（2）人工造林及び天然更新別面積

皆伐箇所の新植による確実な更新を図るため人工造林を適切に実施した。一方、分収林の期間延長や一部の主伐・更新を今期計画期間で行うこととしたため、計画を下回った。

天然更新については、笹生地等での更新が未完了であること、伐採・搬出完了した5年後（今期計画期間）で更新完了を確認することから、計画を下回った。

単位 面積：ha

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	223	64	116	6

(3) 林道等の開設及び拡張（改良）の数量

林道の開設については、適切な森林整備に必要な路線について計画したが、既設の林道、作業道、林内搬出路等の路網を有効活用したことにより、計画を大きく下回った。

林道の改良については、集中豪雨などによる被災箇所や、老朽化が著しく緊急性の高い路線を優先して実施した。

単位 開設：m 拡張：路線数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	開設	拡張	開設	拡張
延長	16,200	13	4,000	8

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

保安林機能の維持増進のための本数調整伐、災害箇所の復旧を行うための溪間工、山腹工を計画したが、森林の生育状況等を考慮し、一部の森林で実行を見合わせたことから計画より低位にとどまった。

単位 地区数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業
地区数	167	1	56	1

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

国有林は、木材等の林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や地球温暖化の防止、生物多様性の保全等、森林の持つ多面的機能の発揮に対する期待が高まっている。

このような国民の期待に応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、森林生態系の生産力の範囲内で、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要となっている。これらのことを踏まえ、次に示す基本的な考え方に沿って民有林関係者との緊密な連絡調整を図りつつ、森林の整備・保全を進めることとする。

(1) 水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮

当計画区の国有林は、北部の脊梁山脈や南部一帯の山岳地帯にあり、各河川の下流域の水源地として重要な役割を果たしている。このため69%の森林が水源涵養又は土砂流出防備保安林等に指定されている。

これらのことを踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の向上を図る観点から、保安林の適切な管理、保安施設を適切に配置するなどの山地災害等の防止対策、並びに、人工林における間伐等の実施により下層植生の生育を促し、土壌流出の抑制を図るとともに水源涵養機能等の向上を図る。

(2) 生活環境の保全

都市近郊の森林については、景観の維持等に配慮した森林整備を行っており、人々の生活に潤いとぬくもりを与える森林として活用されている。また、山間部の土砂崩落等の発生のおそれが高い森林は、土砂崩壊防備防備保安林に指定し、災害の防止に努めているところである。

今後とも景観の維持に配慮しつつ、山地災害の防止対策等を適切に実施し、地域住民の生活環境の保全を図る。

(3) 生物多様性の保全

当計画区では、奥地山岳地帯に天然林が広域に分布し、人工林においても、希少猛禽類の営巣が確認されるなど、野生生物の重要な生息・生育地となっていることから、引き続き、野生生物の保護及び生息・生育環境の維持・向上に努める必要がある。一方、ニホンカモシカによる食害に加え、近年ツキノワグマによる樹皮剥ぎやニホンジカによる食害等の被害が増加している。これらの対策を念頭におきつつ、森林生態系の維持、保全を基本とした適切な管理を行う。

また、人工林については、一部の伐採によって草原を好む昆虫や鳥類、小型の哺乳類等の生息環境を創出し、更にこれらを補食する希少猛禽類等の餌場としての活用を期待するなど、野生生物の共存に配慮した森林整備を進める。

(4) 保健・文化・教育的な利用の場の提供

当計画区は、白根山や榛名山などの景勝地と多数の温泉との組み合わせが可能であり、自

然休養林など、生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、登山やハイキング等の場、森林環境教育の場、四季折々の多様な森林景観を提供する場等として、森林の総合利用を進める。

(5) 林産物の有効活用

人工林では、森林の水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能等を高めるため、若齢林に加え、高齢林についても間伐等を適切に実施する。

このような計画的な間伐や抜き切り等の森林整備により発生した木材については、資源の有効活用を図る観点から、路網の整備状況等を踏まえ、利用可能なものについて、積極的に搬出し、木材市場への原木の安定供給に努め、地域林業の振興に寄与することとする。

また、ツキノワグマによる樹皮剥ぎ等の野生動物による被害を受け、良質な木材の継続的な生産が困難な人工林については、林内の光環境を改善するための抜き伐り等により、針広混交林化、広葉樹林化等育成複層林への誘導を図る。

(6) 地球温暖化対策等

森林は二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、人工林については間伐等の生育段階に応じて必要な施業を着実に実施し、健全な森林を育成するなど、国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		57,292.28	
町 村 別 内 訳	中之条町	30,015.25	
	長野原町	2,338.12	
	嬭恋村	14,002.83	
	草津町	3,291.89	
	高山村	138.53	
	東吾妻町	7,505.66	

(注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課及び吾妻森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

本計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能について、特にその機能を高度に発揮させる必要のある森林の機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど、良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っている等遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件、立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に

整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然的条件並びに社会的要請を総合的に勘案のうえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等を行うこととする。

また、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要な最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進める。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の水利施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

集落等に接近する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、

溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林

の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	19,807.07	19,622.69
	育成複層林	5,259.46	5,443.84
	天然生林	27,567.24	27,567.24
	合 計	52,633.77	52,633.77
森林蓄積 m^3/ha		157	160

注1：育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

- ア 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林施業」という。）。
 - イ 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（以下「育成複層林施業」という。）。
 - ウ 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林施業」という。）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。
- *1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
- *2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。
- *3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

注2：現況については、平成24年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施することとする。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。（法令等による制限がある場合は、その範囲内）
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、公益的機能の発揮に必要な森林整備との調和に配慮しつつ、伐期の長期化を図るとともに、生物多様性を向上させる観点から、林齢構成の多様化を図ることも考慮し、適切な林齢で伐採することとする。
- g アカマツの天然下種更新やクヌギのぼう芽更新等により育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について配慮するとともに、伐採に当たっては、稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

イ 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施することとする。なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、群状又は帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然的条件、林木の生長を勘案するとともに、公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%（人工林にあっては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）以内とする。
- ・ 群状・帯状択伐を行う場合の一伐採群及び帯の大きさは0.05ha未満とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

b 漸伐

- ・ 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林にあっては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあっては、おおむね10ha以下とする。
- ・ 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

c 複層伐

- ・ 適切な伐採区域の形状、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。
- ・ 伐採率は、植栽される下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40～50%）を確保するため、40～60%を目安とする。
- ・ 上木の伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業にあっては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することよりの確かな更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意のうえ実施することとする。

- a 主伐については、ア及びイで定める事項によることとする。

- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他	広 葉 樹	
クロマツ			針葉樹		用 材	そ の 他	
全 域	40	45	35	40	60	70	15

(注)「広葉樹のその他」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供される広葉樹。

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林については、適地適木を旨とし、林地の気候、地形、土壌等自然条件、既往造林地の成林状況、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキ等の針葉樹のほか、地域に応じた高木性の広葉樹とする。

イ 人工造林の標準的な方法

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待出来るよう実施する。

なお、植栽時期は原則として、春植えとする。

c 人工造林の植栽本数

次表を目安とし、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の施業体系及び、地位等の立地条件、保残木の配置状況を勘案し決定する。

単位：本/ha

スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
3,000	3,500	4,000	2,000

- (注) 1 複層林施業における下木の植栽本数は、上記本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、上層木の配置状況を勘案し決定する。
- 2 針広混交林へ誘導する場合にあっては、関係法令を遵守のうえ、保残木や有用天然稚幼樹の発生状況等を考慮した本数とする。

ウ 伐採跡地の更新をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林とし、高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新のための種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

天然下種更新及びぼう芽更新の箇所については適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所について、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

- (注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法
 2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法
 3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法

(3) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間に競争による優劣が生じた時期とする。
また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

単位：年

樹 種	施 業 体 系	間 伐 時 期				間 伐 の 方 法
		初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目	
ス ギ	一般建築材	3 0	4 0			○ 選木は、林分構成の適正化を図るため立木の配置を基準として、残存木の質的向上に留意しつつ、利用面・効率面も考慮し、単木或いは列状により行うこととする。 ○ 間伐率は、おおむね20～35%とする。
	造 作 材	3 0	4 0	5 0	6 5	
ヒ ノ キ	一般建築材	3 5	4 5			
	芯 持 柱 材	3 5	4 5			
	造 作 材	3 5	4 5	5 5	6 5	
アカマツ	一般建築材	3 5	4 5			
	造 作 材	3 5	4 5	5 5	6 5	
カラマツ	一般建築材	2 5 (3 0)	3 5 (4 0)			
	造 作 材	2 5 (3 0)	3 5 (4 0)	4 5 (5 0)	6 0 (6 0)	

(注) カッコ書きは長野原町、嬭恋村、草津町、中之条町（旧六合村）に適用

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐等の保育については、次表により現地の実態に即した、適期適作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

保育の 種 類	樹 種	実 施 林 齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下 刈	ス ギ	△	○	○	○	○	△									
	ヒ ノ キ	△	○	○	○	○	○									
	アカマツ	○	○	○	○											
	カラマツ	○	○	○	○											
つる切	ス ギ							←	○	→		←	△	→		
	ヒ ノ キ							←	○	→		←	△	→		
	アカマツ					←	△	→			←	△	→			
	カラマツ					←	○	→		←	△	→				
除 伐	ス ギ									←	○	→		←	○	→
	ヒ ノ キ									←	○	→		←	○	→
	アカマツ								←	△	→		←	△	→	
	カラマツ							←	○	→			←	△	→	

(注) 1) △印は必要に応じて実行、←・→は実行時期の範囲を示す。

2) 実行に当たっては、次の点に留意することとする。

ア：下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

イ：除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木生樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。

ウ：2回目の除伐時期において、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施。また、2回目の除伐実施後、1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施。

3) 天然木の保育については、目的樹種の特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して適切に実施することとする。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を進めるため、育成林について、間伐及び保育を計画的かつ着実に実施することとする。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源かん養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

② 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(ウ) 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、育成単層林施業にあつては、更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的

広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長伐期化に努め、公益的機能の維持を図る。

また、複層状態の森林への誘導の際には、広葉樹の導入による針広混交林化を図ることとする。

② 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

具体的には、山地災害の防止や土壌の保全を重視すべき森林については、育成複層林施業を積極的に推進することとし、天然更新が可能な林分については、択伐による複層林施業により広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めることとする。

自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

(2) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進する。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	67	215
うち林業専用道	-	-

※現状については、平成24年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう路網を整備する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

(4) その他必要な事項

特になし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

当計画区における林業事業体は、林業労働者の減少、高齢化等によりその経営基盤は脆弱な状況にある。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業事業体の経営基盤の強化が図られ、優れた林業労働者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

国産材の需要拡大を図っていくためには、民有林関係者と連携を図り、流通・加工コストの低減や安定供給体制の整備を図ることが重要であり、森林の重視すべき機能発揮を促進するための森林資源の整備を計画的に実施することによって得られた木材について市場機能を活用し原木の安定供給を通じて、これらを支援する。

(4) その他必要な事項

民有林と国有林の効率的かつ安定的な林業経営の基礎づくりと森林整備を推進するため、東吾妻町、吾妻森林組合及び吾妻環境森林事務所と「三俣地区森林整備推進協定」を平成23年12月に締結したところであり、本協定に基づき路網や土場の共有化が図られ、低コスト化に向けて取り組んでおり、今後も民有林との連携を推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域については、次のとおり定める

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考 (該当する保安林種)
市町村	地区			
中之条町	(1)	47.78		土流31.31 土崩5.95 干害10.52
	(4)	9.06		
	(10)	49.80		土崩13.88 干害28.2
	11, (23)	465.67		水涵441.55 土崩24.12
	(50)	145.06		水涵138.16 干害6.90
	12~19, (20), 21, 22, (24), 25~28, (29, 34, 35, 37, 38), 39, (40, 42), 44, 45, (46~49), 117~1 21, 127~131, 134~136, 138, 140, 141, 143, 14 5, (146, 222, 223), 224 (123, 139), 142, (144), 149	16,869.59		水涵16864.58
	(148, 150, 159) (108, 109, 113, 114, 1 16, 125, 126, 137, 151 ~154, 157)	1,288.43		水涵616.30 土流349.59
(9, 30, 33, 104, 106, 110, 111, 147)	204.54 628.60		土流34.52 土崩12.60 土流432.10	
計	143.05		土崩111.29	
	計	19,851.58	水源の涵養及び 土砂の流出防備	
長野原町	(166)	6.42		土崩6.42
	(226~230, 232~234)	911.80		土流864.41
	231	263.54		土流260.30 落石3.24
	計	1181.76	水源の涵養及び 土砂の流出防備	
嬭恋村	(172, 174), 182~184, 192, 196, (197)	2,153.32		水涵1,653.75 土流474.88
	(181)	246.52		水涵245.98 土崩0.54
	(178, 180, 221)	981.44		土流971.99
	(185), 186~189, (190, 19 1), 194, 195, (199, 20 0, 202, 204~206, 209, 2 11, 213), 214, 215, (216, 217), 218	5,553.26		水涵5,455.47
	208	1.24		土崩1.24
	計	8,935.78	水源の涵養及び 土砂の流出防備	

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (該当する保安林種)
市 町 村	地 区			
草 津 町	152, (153～155, 157, 158, 161～163, 169, 171) (156) (170)	1,596.43 387.89 37.24		土流1,523.80 水涵44.06 土流343.83 水涵37.24
	計	2,021.56	水源の涵養及び 土砂の流出防備	
東 吾 妻 町	46, (53, 54, 58), 62, (63, 64), 65～67, (68～71, 73～78) (51) (52) (55, 56) (57) (60, 61)	4,310.66 156.23 177.55 53.63 22.42 322.91		水涵4,310.66 水涵96.40 土流59.83 水涵160.28 干害17.27 土崩53.63 土流22.42 水涵179.22 土崩44.05
	計	5,043.40	水源の涵養及び 土砂の流出防備	
		37,065.18		

(注) 1 地区欄の数字は林班で、() 書は区域が林班の一部であることを示す。

2 面積は、小班単位で集計。

3 本項に該当する森林の区域は、次の森林である。

- ① 水源かん養保安林
- ② 土砂流出防備保安林
- ③ 土砂崩壊防備保安林
- ④ 干害防備保安林
- ⑤ 落石防止保安林
- ⑥ 砂防指定地
- ⑦ 山地災害危険地区

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、自然環境に与える負荷を低減させることを念頭に、林地の保全に十分に留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

ア 立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、伐採方法は極力皆伐を避けるとともに、伐採箇所は小面積分散伐採とするよう努める。

イ 土地の形質の変更は極力行わないこととするが、変更を行う場合にあっては、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な処置を講ずるなど土地の保全に留意する。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、Ⅱ－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進する。

(2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進することとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、標識の設置、巡視等適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについて、その発生状況に留意し、必要な対策を進めることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

ツキノワグマ等による剥皮等の被害が発生している地域については、剥皮対策等を講じるとともに、関係機関と連携し、被害防止に努めることとする。

また獣害が発生するおそれのある地域については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視等を重点的に行うこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地元市町村との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

山火事や廃棄物の不法投棄等の人為被害、病虫獣害、寒風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努めることとする。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	694	653	41	205	169	36	489	484	5
前半5 カ年の 計画量	406	379	27	134	110	24	272	269	3

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	6796
前半5カ年の計画量	3778

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	730	376
前半5カ年の計画量	413	191

4 林道の開設又は拡張に関する計画

延長:m、面積:ha、材積:m³

開設 別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区 面 積	うち前 半5年 分	対図 番号	備考 (林班)		
開設	総 数			15 路線	46,680	4,192.12	23,580				
	自動車 道	林業 専用道	中之条町	塩の渕	4,000	304.87	-	①	6外		
				仙の沢	1,480	129.36	1,480	②	33		
				高田山第二支線	3,000	120.69	3,000	③	34		
				蛇野	4,200	278.24	-	④	46外		
				寺社原	2,700	213.81	2,700	⑤	49		
				不動通	2,400	288.95	2,400	⑥	109		
				世立(世立)	4,000	393.04	-	⑦	111外		
			計	7 路線	21,780	1,728.96	9,580				
			東吾妻町	高間山	4,500	383.43	-	⑧	54		
				三島支線	2,600	301.57	-	⑨	56		
				三島	3,600	310.68	3,600	⑩	57外		
				稲田	1,300	79.21	1,300	⑪	59		
				上の沢支線	1,700	101.72	1,700	⑫	75外		
				烏帽子支線	3,700	215.69	3,700	⑬	78		
			計	6 路線	17,400	1,392.30	10,300				
			嬭恋村	須原	3,700	390.87	3,700	⑭	175		
				茨木山	3,800	679.99		⑮	206外		
				計	2 路線	7,500	1,070.86	3,700			
			拡張 (土留)	総 数				10,660		8,910	
自動車 道				林道	中之条町	もくひ沢	250		250		30
	上沢渡(中尾)	150					150		38		
	上沢渡(反下)	350					350		35		
	上沢渡(上沢渡)	150					150		39		
	上沢渡(大岩)	50					50		45		
	暮坂	100					50		46		

延長:m、面積:ha、材積:m³

開 設 拡 張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 面 域 積	う ち 前 半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 (林班)	
(法面保護) (土留)	自動車 道	林 道		寺 社 平	400		200		5	
				牧 場	300		300		42	
				唐 操 原	50		50		43	
				高 田 山 林 道 高 田 山 支 線	50		-		30	
				(法面保護)	高 田 山 林 道 わ ら び 支 線	50		50		34
				(土留)	蛇 野 (蛇 野)	100		100		48
					蛇 野 (有 笠 山)	250		250		48
					蛇 野 (大 竹)	100		50		50
					大 竹	400		350		50
					万 沢 (日 向 見)	50		-		11
					不 動 沢	50		-		44
				(法面保護)	不 動 通	610		610		109
				(土留)	世 立 (世 立)	850		550		113
					白 砂 川	100		-		117
					万 沢 (相 倉 山)	1500		1500		125
					根 広 林 道 根 広 支 線	50		-		132
					根 広 林 道 第 二 支 線	50		-		133
					小 倉	50		50		139
					ハ ギ ワ	50		-		144
					長 笹 林 道 西 山 支 線	50		50		152
	計	26 路線	6,160		5,110					
(法面保護) (土留)		林 業 専 用 道	東 吾 妻 町	三 島	500		300		59	
				稲 田	100		100		59	
				古 賀 良 (古 賀 良)	100		50		70	

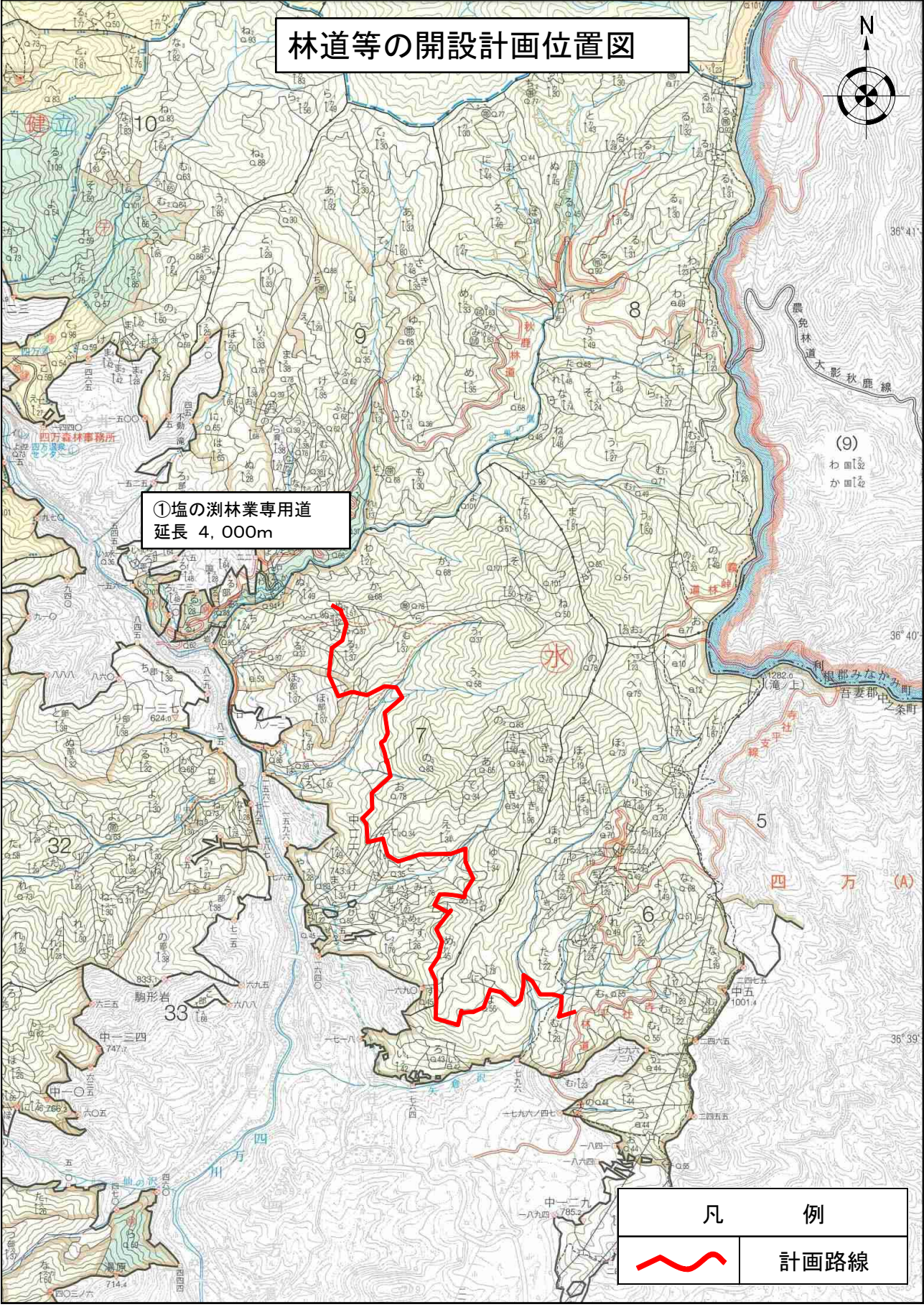
延長:m、面積:ha、材積:m³

開 設 拡 張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 面 域 積	う ち 前 半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 (林班)
(土 留)	自動車 道	林 道		古賀良林道 古賀良支線	100		100		70
				中 の 沢	600		600		74
				上 の 沢	50		50		74
				上の沢支線	1700		1700		75
				上の沢林道 上の沢支線	50		50		75
				上 の 沢 第 二 支 線	400		400		75
				古賀良(泉沢)	200		100		76
				烏 帽 子	100		100		78
				榛名ふれあいの 郷	50		50		72
				須賀尾(菅峰)	50		-		62
				須 賀 尾 (須賀尾)	50		-		64
				滝 の 沢	50		-		64
		計	15 路線	4,100		3,600			
		草津町	根広(根広)	100		50		157	
		計	1 路線	100		50			
		孺恋村	鰯 沢	50		50		179	
			仁 田 沢 (吾妻山)	50		50		207	
			大 久 保	50		50		211	
			桜 沢	50		-		184	
			仁 田 沢 (仁田沢)	50		-		197	
			鳥 居 峠	50		-		215	
			計	6 路線	300		150		
		(法面保護)	林業専 用道	林 道					
(土 留)									

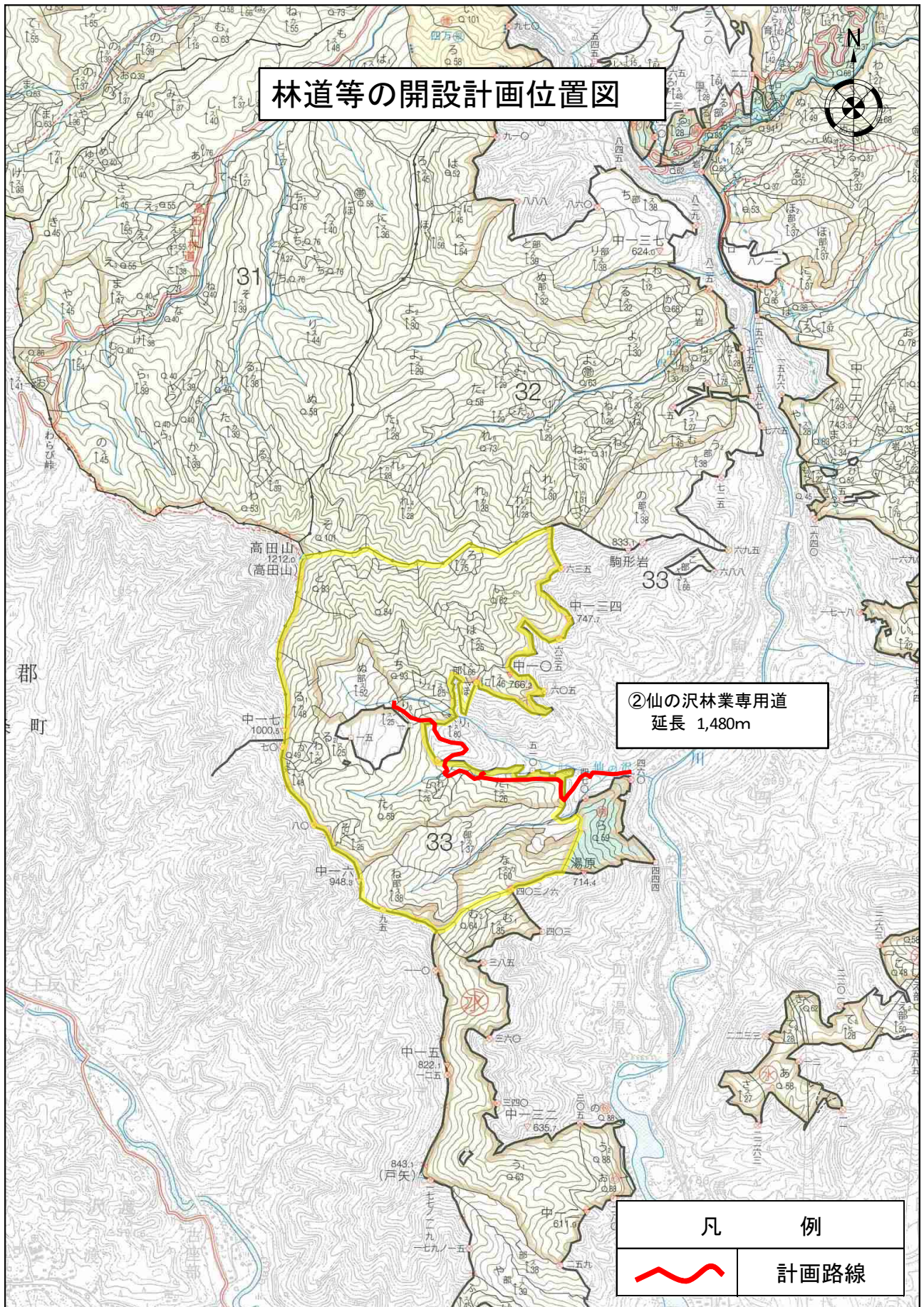
林道等の開設計画位置図



①塩の渚林業専用道
延長 4,000m




凡 例	
	計画路線

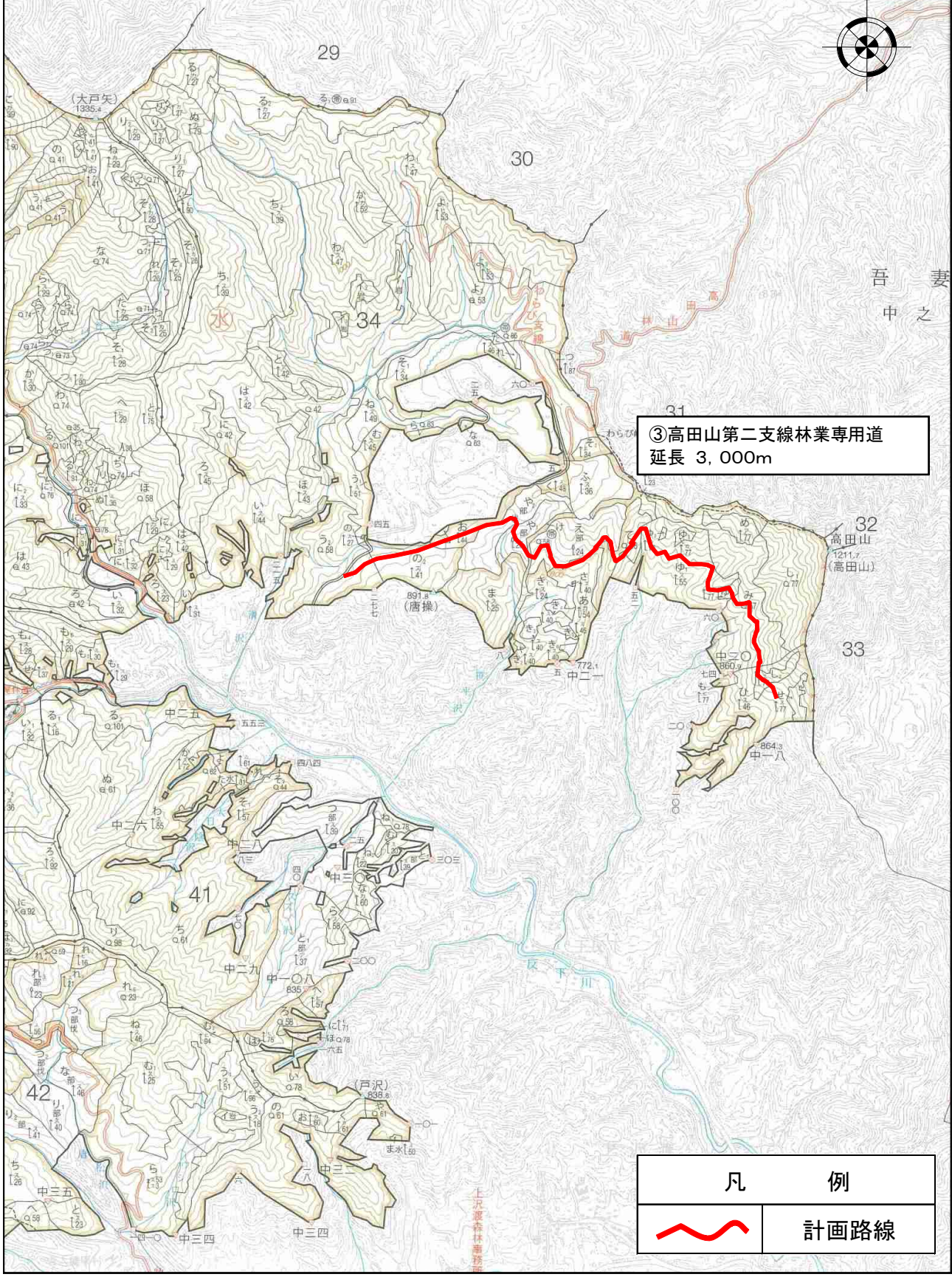


林道等の開設計画位置図


②仙の沢林業専用道
延長 1,480m

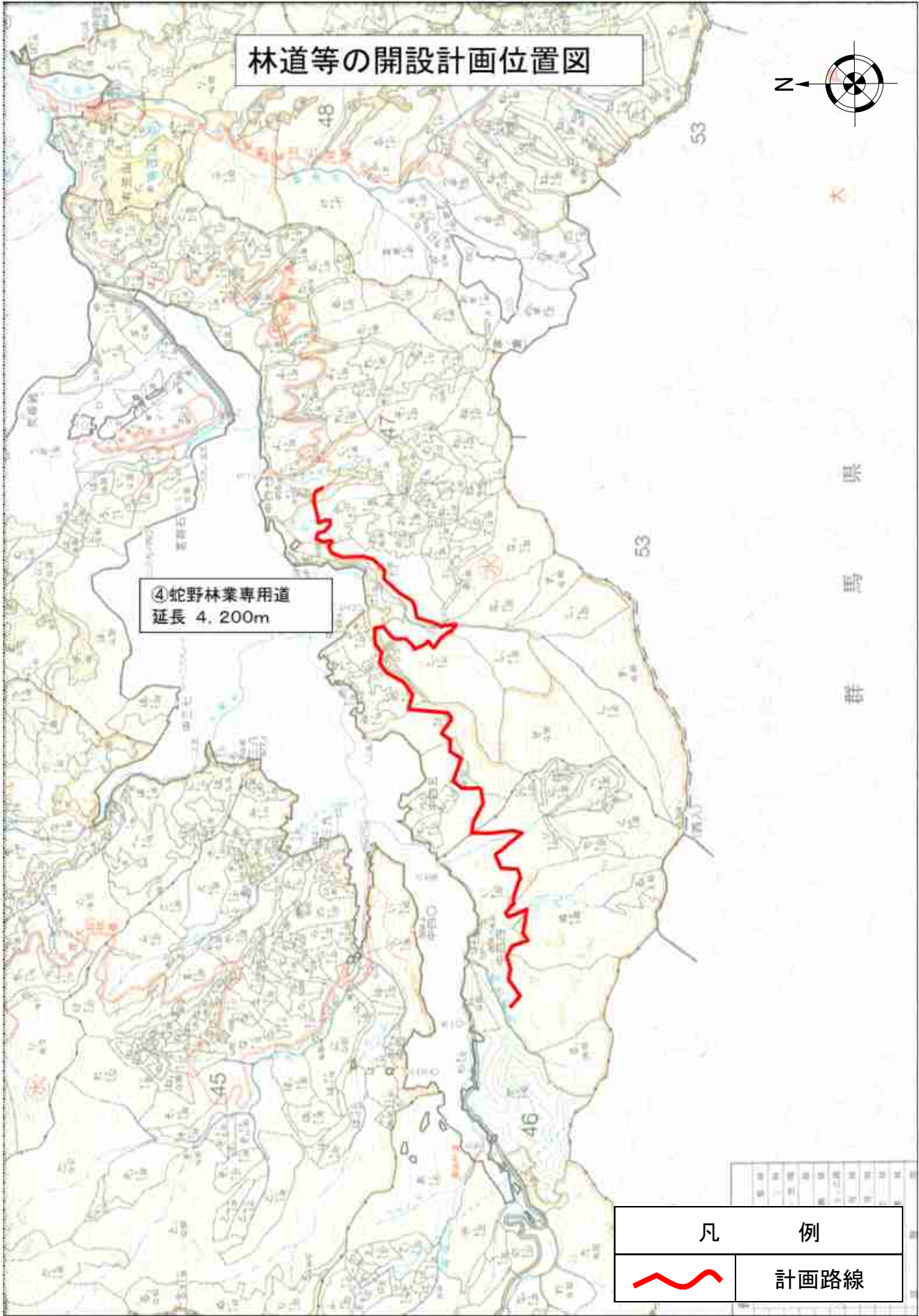
凡 例	
	計画路線

林道等の開設計画位置図




③高田山第二支線林業専用道
延長 3,000m

凡	例
	計画路線



林道等の開設計画位置図

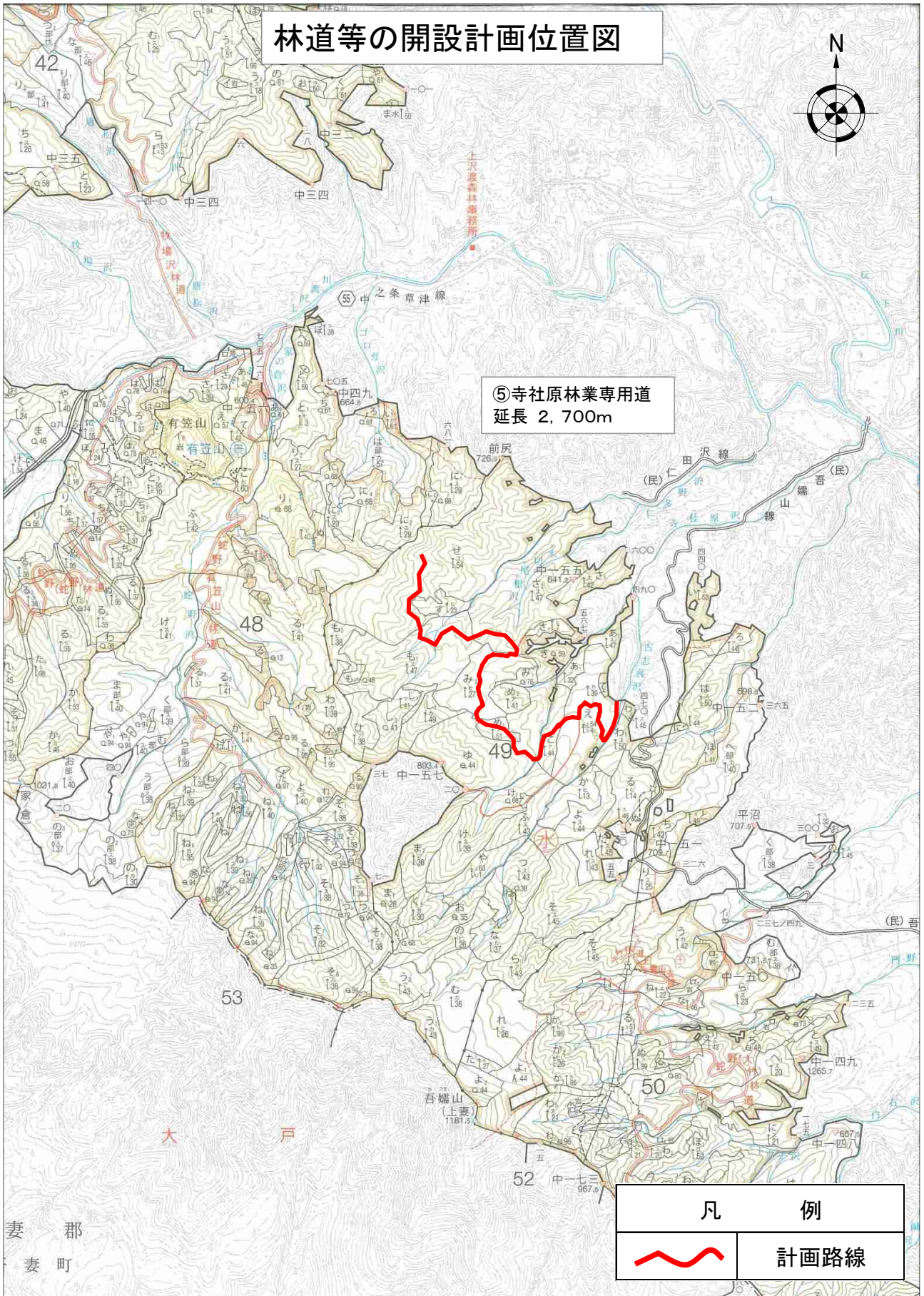
④蛇野林業専用道
延長 4,200m


凡	例
	計画路線

林道等の開設計画位置図



⑤ 寺社原林業専用道
延長 2,700m



凡	例
	計画路線

妻 郡
妻 町